

公益社団法人東京都理学療法士協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京都理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、東京都における理学療法の普及向上を図るとともに、都民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じた都民の医療・保健・福祉の増進に関する事業
- (2) 理学療法における学術及び科学技術の振興に資する事業
- (3) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (4) 高齢者の福祉の向上を目的とする事業
- (5) 障害者の支援を目的とする事業
- (6) 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業
- (7) 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (8) 理学療法士の知識・技術向上のための研修会開催等に関する事業
- (9) 理学療法士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (10) 先進的な理学療法確立に資する事業
- (11) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による理学療法士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同したもの

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で理事会の推薦を受け、総会の承認を得た者

2 この法人に代議員150名以上、200名以下をおき、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 代議員を選出するため、ブロックごとに正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1回、1月から3月の間に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時とする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条、）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。ただし、補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

12 前項の規定にかかわらず、当該理事、又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事、又は監事（理事、又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

13 代議員には報酬を支払うことができる。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は団体においては解散したとき
- (4) 正会員において、理学療法士の免許を取り消されたとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書
- (5) 財産目録
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度末から3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、代議員に対し総会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所、その他法令で定める事項を示して2週間以前に文書をもって通知しなければならない。

3 総代議員の議決権の5分の1以上にあたる多数は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 前項の規定にかかわらず、総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、他の代議員または補欠代議員を代理人としてその議決権を代理行使させることができる。

(決議)

第17条 総会の決議は、総代議員の過半数が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の過半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長、会長及び代議員から選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上18名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3-6名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定することができる。

3 会長は、副会長を推薦し、理事会の承認を得る。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は無報酬とする。

(顧問及び相談役)

第 26 条 この法人に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問及び相談役は理事会において選任する。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(委員会の設置)

第32条 理事会は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第33条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号から第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

2 この法人の最初の代表理事(会長)は野本彰とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、平成 27 年 6 月 14 日に一部改正により施行する。

5 この定款は、令和 2 年 6 月 13 日に一部改正により施行する。

別表 基本財産（第 33 条関係）なし

定款細則

I 総則

1 この細則は、東京都理学療法士協会（以下本会という）定款第 12 条に基づき、定款執行の円滑運用のため定める。

II 運営の基本に関する項

1 本会運営は組織図（別表）に則り、理事会の審議結果に基づき実施する。

III 会員に関する項

- 1 本会定款第 5 条第 1 項（1）に規定する会員は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下協会という）に所属することができる。
- 2 入会、退会及び異動の手続きは、本会所定の方法をもって理事会に申請または届け出るものとする。
- 3 会員は、特別の事情がある場合、前項の届出により、理事会の承認を得て期間を定めて休会することができる。休会中の会員から会費は徴収しない。休会中は本会からの連絡は行わない。
- 4 休会の事由が解消した場合は、すみやかに復会しなければならない。

IV 会費に関する項

- 1 本会会費は、年額 10,000 円とする。
- 2 協会の会員で他道府県の理学療法士が、異動等により定款第 5 条第 1 項を満たし、本会に入会する場合、本会所定の方法をもって理事会に提出するものとする。この場合、入会金を免除する。
- 3 名誉会員は会費納入を免除する。
- 4 本会の会費は、原則として毎年 6 月 30 日までに全納するものとする。

V 理事会に関する項

- 1 理事会は、次期総会までの会務を執行する。
- 2 理事会は、全理事で構成する。
- 3 専門部の部長（以下、部長という）および委員会の委員長はその担当理事から理事会出席の要請があった場合出席し、議長の許可を得て意見を述べることができる。

VI 理事の業務に関する項

1 副会長および理事の担当する職務については、組織図に基づいて、その分担内容（別表）を定める。

2 理事は、局・部長を兼任できる。

VII 代議員に関する項

- 1 代議員は、定款第5条2～9の各項に基づき、本会の選挙規程により、各地区ブロックごとに選出する。
- 2 代議員数は定款に定めるところにより、東京都理学療法士協会会員数（休会者を除き）を55で除した数とし、小数点以下を切り上げる。なお、会員数は任期満了を迎える前年の12月1日現在とする。
- 3 地区ブロックから転出した場合は、代議員たる身分を失う。
- 4 代議員は、総会に提出された議題を討議し、議決することができる。
- 5 代議員は、理事、監事を兼ねることができない。
- 6 会員は、総会に出席して傍聴することができる。

VIII 地区ブロックに関する項

1 本会は、定款第3条の目的を達成するために、本会を6つの地区ブロックに区分する。各ブロックに所属する区市町村は下記のとおりとする。

- (1) 区中央部・区南部・島しょブロック：千代田区・港区・中央区・文京区・台東区・品川区・大田区・大島町・利島村・新島村・三宅村・神津島村・御蔵島村・小笠原村・八丈町・青ヶ島村
- (2) 区西南部・区西部ブロック：目黒区・渋谷区・世田谷区・新宿区・中野区・杉並区
- (3) 区西北部ブロック：豊島区・練馬区・北区・板橋区
- (4) 区東北部・区東部ブロック：荒川区・足立区・葛飾区・墨田区・江東区・江戸川区
- (5) 北多摩ブロック：立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市・小平市・東村山市・西東京市・清瀬市・東久留米市
- (6) 西多摩・南多摩ブロック：八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市・青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・みずほ市・日の出町・檜原村・奥多摩町

2 各地区ブロックは、前条の目的を達成するために定款第4条の各項の事業を行う。3 地区ブロックの円滑な運営のために、地域活性局および各地区ブロック部を設置する。

IX 支部に関する項本会は、定款第3条の目的を達成するために、本会の地区ブロックを更に区市町村別の支部に区分する。

- 2 各支部は、前条の目的を達成するために定款第4条の各項の事業を行う。
- 3 各支部の運営は、各地区ブロック部の運営の一部として行う。
- 4 支部長は、理事会において承認する。

- 5 支部役員の選任については、各支部が協議して決定する。なお結果については理事会の承認を得るものとする。

X 専門局及び専門部等に関する項

- 1 本会の円滑な運営のために、専門局及び専門部を設置する。
- 2 局長・部長の選任は、役員改選後の理事会において行う。
- 3 局・部員の選任については、担当理事および局・部長が協議して決める。なおその結果は理事会の承認を得るものとする。
- 4 局・部長及び局・部員等の任期については、定款第 23 条を準用する。
- 5 専門局・部の職務分担については、組織図に基づいてその分担内容（別表）を定める。

XI 委員会に関する項

- 1 必要に応じて本会の機関として、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員長は理事会で決め、委員長は委員を選出し理事会の承認を得るものとする。なお任期は審議諮問に要する期間とする。
- 3 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。

XII 顧問・相談役に関する項

- 1 顧問及び相談役は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、定款第 26 条第 3 項の規定に基づき選任し、会長が委嘱する。
- 2 相談役及び顧問の任期は、役員のそれに順ずる。
- 3 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

XIII 議事録に関する項

- 1 総会の議事録の管理については、総務部の職責とする。
- 2 理事会の議事録の管理については、総務部の職責とする。

XIV 細則の変更に関する項

この細則の変更は理事会の決議を経て施行する。ただし、IV 会費に関する項、1 及び 2 の変更は総会の議決を要する。

(附則)

- 1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この細則は、平成 27 年 10 月 16 日より一部改正し施行する。
- 3 この細則は、平成 29 年 4 月 14 日より一部改正し施行する。
- 4 この細則は、令和 1 年年 11 月 29 日より一部改正し施行する。